

労務トラブル検定

《今月のテーマ：退職するときのトラブル》



✎：下の①～⑤について、正しいと思う場合は「○」を、間違っていると思う場合は「×」を解答欄に記入してみましょう。

	問題 ★保育施設の事例より出題★	解答欄
①	「来月末で退職するため、残っている年次有給休暇（年休）を退職前にまとめて取得したい」と園に申請したら、「業務の引継ぎが必要なので、認められない」と年休の取得を拒否された。園運営に影響が出るので仕方がない。	
②	メンタルヘルス不調の職員が無断欠勤をしたので、園から職員に連絡をとったが連絡がとれない。1週間経っても連絡がとれないので、解雇した。	
③	職員が退職するときの誓約書には、こどもや保護者の個人情報に関する守秘義務のほか、園の内情や不満などをSNSに投稿しないことや労基署や自治体などの公的機関に対しても一切口外しないことを定めているが、問題ない。	
④	入社3年目の常勤職員は年休を12日付与することが必要だが、あと3か月で退職する予定なので、按分して付与日数を3日に減らしたが、問題ない。	
⑤	クラス担任は責任をもって一年間務めてもらう必要があるため、年度途中での退職は禁止している。園運営に影響が出るので仕方がない。	

山折り

【解答・解説】

- ① 【×】 年休の取得は職員の権利のため、園は年休の取得を拒否できません。業務の引継ぎや園運営・こどもへの影響を考慮しながら、園と職員で予め相談して計画的に年休が取得できるようにします。
- ② 【×】 無断欠勤が続いたとしてもすぐには解雇できません。職員に連絡が取れない場合は、緊急連絡先に連絡をして状況を確認します。緊急連絡先に連絡したことで職員とトラブルになる可能性もあるため、職員にはどういう場合に緊急連絡先に連絡するかを予め周知しておきましょう。
- ③ 【×】 職員が退職するときは情報漏えいを防止するために誓約書を結ぶことが必要です。しかし、法に反する行為（虐待や残業代の未払いなど）について公的機関に相談・通報することを妨げるような定めをすることは適切ではありません。
- ④ 【×】 年休の付与日数は法律で定められており、退職の時期に応じて付与日数を按分することはできません。退職の時期に関わらず法定通りの日数を付与します。
- ⑤ 【×】 期間の定めがない職員の場合、原則として「退職の自由」があるため、年度途中の退職を禁止することはできません。ですが、退職によって園運営やこどもに影響が出ることは確実なため、できるだけ早めに園に相談しましょう。相談することで退職したい理由が解消できる場合もあります。

★ワンポイントアドバイス★

退職に関するルールは就業規則に定められています。トラブルにならないよう、退職の申出の時期、退職の際の引継ぎ方法などを園・職員ともに理解しておきましょう。

